

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは、企業倫理やコーポレートガバナンス・コードに則った健全で透明性の高い企業活動こそ経営の最優先課題であると認識しています。その課題達成のために、経営の正確かつ迅速な意思決定に努め、適宜適切に情報開示を行う等経営の健全性を推進する社内体制を敷き、当社の企業行動規範を基本に、以下の観点を踏まえコーポレートガバナンスの充実に努めています。

1. 株主の権利・平等性の確保
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
3. 適切な情報開示と透明性の確保
4. 取締役会等の責務の履行
5. 株主との対話

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

第1章 株主の権利・平等性の確保

【補充原則1 - 2 - 4】議決権の電子行使、招集通知英訳

現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後15%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳を進めてまいります。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【補充原則3 - 1 - 2】英語での情報開示・提供

現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後15%以上となった時点で、招集通知等の英訳を進めてまいります。

第4章 取締役会の責務

【補充原則4 - 2 - 1】適切な報酬基準の設定

取締役会は、経営陣の報酬制度(役位等によって決まる固定報酬額と会社業績等を反映した業績連動報酬額の幅)を決定しています。

なお、中長期インセンティブとしての自社株報酬については、今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

第1章 株主の権利・平等性の確保

【原則1 - 4】政策保有株式

(1) 政策保有株式の縮減に関する方針・考え方

当社は、政策保有株式について、中長期的な経済合理性や取引関係の維持強化等の観点から検証を行い、その保有可否を判断し、当社の中長期的な企業価値向上に資すると認められない株式は縮減する方針としています。

(2) 保有の適否の検証内容

取締役会は、毎年、個別の保有株式について、収益性・事業性評価結果に基づき、資本コストに見合っているか否か等の検証を行い、保有適否の判断を行います。

・2019年12月末時点の検証結果は以下の通りです。

当社保有の政策保有株式(全9銘柄)について、個別銘柄毎に保有目的が適切であるか、保有に伴う便益やリスクが当社の資本コストに見合っているかを具体的に精査致しました。その結果、一部の株式について、売却する方針を決定しました。

(3) 議決権行使基準

当社は、保有株式の議決権を行使するにあたっては、議案ごとに、中長期視点で企業価値向上や株主利益の維持・向上に資するか否かを基準として検討のうえ、賛否を適切に判断し議決権を行使しています。

【原則1 - 7】関連当事者間の取引

当社は、取締役が行う利益相反取引、競業取引については、法令や内規に従い、取締役会にて承認を受けています。

主要株主やグループ会社との取引については、取締役会が定める社内規定に従い、重要性や取引規模に応じて社内承認手続きを実施しています。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【原則2 - 6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は確定給付型企業年金および厚生年金基金を制度として導入していません。社員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入しています。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【原則3 - 1】情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念および中期経営計画は、当社ウェブサイトに掲載しています。

(<https://www.shoko.co.jp/company/>)

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は本報告「基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、業務執行取締役、執行役員の報酬を、固定報酬、業績連動報酬により構成し、役位等によって決定する固定報酬額に加え、業績評価制度に基づき、会社業績および個人の業績を勘案して業績連動報酬額を決定します。報酬を決定するにあたっては、取締役会の諮問機関である、半数以上を独立社外取締役で構成する報酬諮問委員会において検討を行ったうえ、取締役会に答申する体制としています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者は、取締役の責務を果たすための知識、経験、能力を有する者とします。また、経営陣幹部の選任にあたっては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現できる能力を有する者を、社内外を問わず選定する方針とします。監査役候補者は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を含め、監査役の責務を果たすための知識、経験、能力を有する者とします。

経営陣幹部の選任、取締役候補者の指名を決定するにあたっては、指名諮問委員会において検討を行った上で、その結果をふまえて取締役会が決定します。

なお、経営陣幹部が解任基準に該当する事実が生じた場合、指名諮問委員会において妥当性を検討し、その結果をふまえて取締役会が決定とします。

(取締役・監査役候補者の選任基準)

1. 取締役

社内取締役

- ・取締役の責務を果たすために必要とされる高い見識と洞察力、高い倫理観、公正・公平な判断力と実行力を有していること。
- ・当社グループの経営理念、経営ビジョンを実現するために必要とされる十分な知識と実務経験、指導力を有していること。
- ・幅広い一般教養を有し、取締役の責務を果たす強い意思と、心身の健康を維持できること。

社外取締役

- ・当社グループの業務執行に対し適時適切な助言・監督を行いうる高い見識と知識、合理的・客観的な判断力を有していること。
- ・上記要件を満たす企業経営経験者、学識経験者、法務・会計の専門家などの人材で、その分野における豊富な経験を有していること。

2. 監査役

社内監査役

- ・当社取締役の業務執行の監査を適確かつ公正に遂行できる知識と経験を有していること。
- ・高い見識と洞察力、高い倫理観、公正・公平な判断力を有していること。

社外監査役

- ・当社取締役の業務執行の監査を公正かつ客観的に判断できる知識と経験を有していること。
- ・上記要件を満たす企業経営経験者、学識経験者、法務・会計の専門家などの人材で、その分野における豊富な経験を有していること。

(経営陣幹部の解任基準)

- a. 職務懈怠により、著しく企業価値を毀損させた場合
- b. 選任基準に定める資質が認められない場合
- c. 健康上の理由により、職務の継続が困難になった場合

(5) 取締役が上記(原則3 - 1(4))を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、株主総会に係る参考書類に、取締役、監査役候補者全員について個々の選任理由を記載することにより指名の説明を行っています。また、経営陣幹部の解任を行う際にもその理由を適切に開示します。

第4章 取締役会の責務

【補充原則4 - 1 - 1】経営陣への委任範囲明確化・開示

取締役会は、法令および定款に定めるもののほか、取締役会に付議すべき事項として経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資等を取締役会規則において定めています。それ以外の業務執行の決定については経営陣に委任しており、その内容は、各種基本方針や社内規程において明確に定めています。

【原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東証が定める独立性基準に基づき社外役員に係る独立性基準を定めており、その基準を満たす候補者を選定しています。

【原則4 - 11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

取締役会は、性別、国籍、年齢等を問わず、取締役に求められる責務を果たすための知識、経験、能力を有する者より構成し、迅速な意思決定と適切な執行の監督を可能とする規模としています。現在、女性取締役、外国籍の取締役は選任されていませんが、国際的な業務経験豊富な社外取締役を選任しています。

また、監査役会は、法務、会計に関する十分な知見を有している弁護士、公認会計士である独立社外監査役を各1名、企業の財務会計実務に精通した社外監査役1名を含む4名で構成しています。

【補充原則4 - 11 - 1】取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性・規模に関する考え方

当社は、取締役の選任にあたっては、社内外から人格、知識、経験等バランスのとれた構成とすることを方針としています。また、業務執行における適正性を確保し監督の実効性を高めるため、社外取締役として企業経営者等、豊富な経験と幅広い見識を有する者を複数選任します。

【補充原則4 - 11 - 2】取締役、監査役の上場会社役員兼任状況開示

当社は、取締役、監査役の他の上場会社における役員の兼任状況を毎年の事業報告等で開示します。

【補充原則4 - 11 - 3】取締役会全体の実効性評価結果開示

当社は、取締役会全体の実効性をさらに高めるため、毎年、各取締役が自己評価を行う等、取締役会全体の実効性について分析・評価を行った結果の概要を開示することとしておりその結果につきまして以下のとおりその概要を報告いたします。

1. 評価の方法

全ての取締役および監査役計10名に対して評価の主旨等を説明のうえ質問票を配布し、全員からの回答により得られた意見等に基づき、取締役会での議論も踏まえて分析・評価を実施いたしました。

・評価対象：2019年1月から12月までに開催された取締役会（計18回）

・実施時期：2020年1月から3月

・評価を実施した項目

「取締役会の役割」、「取締役会の運営」、「コーポレートガバナンス・コード対応」、「取締役会の構成に対する評価」

2. 取締役会の実効性に関する評価結果の概要

取締役の役割などの面において、当社の取締役会は適切に機能しており、取締役会の実効性はおおむね確保されていることを確認しました。一方、取締役会の実効性を更に高めていくための課題として、効率的、効果的な運営を推進し、社外役員に対する情報提供を一層充実させ、当社グループの経営課題、経営戦略等に対する理解を促進させることで取締役会のさらなる審議の充実と実効性の向上に努めることとしました。

3. 今後の対応

当社取締役会は、本評価結果を踏まえ、課題に対する対応策を実施しながら取締役会全体の実効性を向上し、コーポレートガバナンスの一層の強化に努めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】トレーニング方針開示

新任の社外取締役・社外監査役には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を、担当役員・常勤監査役等より説明しています。社外を除く新任の取締役、新任の監査役には、新任役員研修を実施し、必要な法的知識及び取締役の役割や責務を説明しています。常勤監査役は、新任時のみならず継続的に外部のセミナーや勉強会等に参加し、必要な知識の習得や更新等を行っています。加えて、全役員を対象に、その時々的情勢に適した内容で役員勉強会や講習会の案内による受講を実施し必要な知識の習得や更新等を行っています。

第5章 株主との対話

【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は投資家の皆様とのコミュニケーションを図り、経営の透明性の向上を図ります。

また、当社に対するご理解と信頼を深めるため、当社に関する企業情報をわかりやすく、公平に、タイムリーに、かつ正確に開示します。

(1) 総務部担当役員を株主の皆様との対話を統括する経営陣として指定しています。

(2) 当社は、情報の収集および管理、開示を統括する企業情報責任者およびそれらを執行する企業情報担当者を設置し、関連部署と連携しながら、適時かつ公正、適正に情報開示を行っています。

(3) 当社は株主総会の開催、事業報告の発行及び、ホームページなどにより、投資機会の促進と情報開示の充実を努めています。

(4) 経営に株主意見を反映するため、客観的に重要なフィードバック事項が発生した場合は、必要に応じて経営陣幹部や取締役会へ報告します。

(5) 内部情報管理および内部者取引規制に関する規則に基づきインサイダー情報管理を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
昭和電工株式会社	4,790,153	43.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	267,800	2.44
昭光通商従業員持株会	145,752	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	136,900	1.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	137,100	1.25
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	101,800	0.93
株式会社みずほ銀行	95,000	0.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	92,400	0.84
中間 高子	87,800	0.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	84,400	0.77

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	昭和電工株式会社(上場:東京)(コード)4004

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の支配株主は、当社の親会社である昭和電工株式会社ですが、当該支配株主と取引を行う際は、個別に交渉の上、第三者取引と同様に市場価格等を参考に決定しております。また、その他の関係においても互いの独立性を制限するような事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
灘 利浩	他の会社の出身者													
八田 賢一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
灘 利浩			化学会社の経営に長年携わった経験・知識に基づき、業務執行における適正性確保の観点から助言をいただくため、社外取締役に選任しております。また、人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
溝端 繁樹		過去に親会社昭和電工(株)および兄弟会社昭和電工ガスプロダクツ(株)の業務執行者	親会社における財務・経理の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。
天野 賢		過去に親会社昭和電工(株)の業務執行者	親会社における最高リスク管理責任者(CRO)としての知識と経験に基づき、業務執行における適正性確保の観点から助言をいただくため、社外監査役に選任しております。
桜井 修平			長年に亘り、弁護士として培ってきた経験・見地に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただくため、社外監査役に選任しております。また、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。
廣田 正昭		過去に親会社昭和電工(株)の業務執行者	公認会計士としての長年の経験を通じて培われた企業会計に関する高い見識に基づき、中立的・客観的な視点から監査意見を表明していただくため、社外監査役に選任しております。また、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度の評価指標は、売上、EBITDA、運転資金回転日数、固定資産回転率、施策評価であります。当年度の業績目標と前年度の実績を基準に、当年度にあげた成果を評価し、報酬に反映するもので、役位に応じて設定された基準額に評価係数を乗じて業績連動報酬額を算出し、支給するものです。なお、社外取締役及び監査役は固定報酬のみとしており、業績評価の対象外となります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2019年度中に支払った報酬額は次のとおりです。

取締役に対しては、取締役報酬として6名に95百万円を支払いました。(うち社外2名 14百万円)

監査役に対しては、監査役報酬として6名に42百万円を支払いました。(うち社外4名 40百万円)

この他、使用人兼務取締役の使用人給と相当額26百万円を支払いました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬(役位等によって決定する固定報酬)と業績連動報酬(単年度の業績によって決定する変動報酬)により構成しています。また、社外取締役及び監査役の報酬は固定報酬のみとしています。

取締役の報酬は、取締役会の諮問機関として設置している報酬諮問委員会での審議を経て取締役会で決定します。監査役の報酬については、監査役会で決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会事務局を通じて、取締役会の付議資料の配布を行うとともに、職務遂行に必要なサポートを行っています。また社外監査役を含む監査役を補佐する専任の監査役スタッフを設置し、必要なサポートを行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 監督、意思決定機能の状況

取締役会は、取締役6名で構成し、当社グループの経営方針や会社法および定款で定められた事項および重要な業務執行案件について多面的な検討により迅速に意思決定するとともに、業務執行に係る報告のため、月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

取締役会の監督機能と意思決定の適正の確保については、社外監査役を含む監査役の監視、各取締役間の相互監視により、その実効性を図っております。

2. 業務執行機能の状況

取締役会に付議すべき事項や重要な案件は、会社法および定款で定められた事項のほか、取締役会規則により規定されています。

取締役会での意思決定に誤りなきを期すために、取締役・監査役および社長が指名する本部長・部長等で構成され、原則として、毎月定期的に開催される経営会議で、取締役会に付議すべき事項を含め当社にとって重要な案件を戦略性、リスクの内容と程度、成果等の観点から多角的に審議します。

中期経営計画等の経営基本に関わる施策は、経営会議の審議はもとより、取締役会における十分な議論のうえで策定しています。

また、2008年1月4日より、執行役員制度を導入し、監督と業務執行を分離させ、権限と責任を明確化し、コーポレートガバナンスの強化と施策実行のスピードアップを図っております。

3. 監査機能の状況

- 1)監査役監査: 監査役は、取締役会及び社内的重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べると共に、主要な決裁書やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人等に説明を求め、経営の健全性確保のための提言、助言、勧告を行なっています。また、グループ会社の監査を充実するため、主要な関係会社の監査役とも連携し、連結経営体制の強化に取り組んでいます。
- 2)内部監査: 内部監査部門は、社長直轄の組織として内部監査部を設置しています。内部監査部21名(専任6名、兼任15名)は、関係会社を含む会社の業務執行状況を調査し、正確性、妥当性及び効率性を、また、経営方針、計画及び内部統制システムの機能状況を調査し、整合性及び健全性を検証しています。内部監査の結果は、監査役会にも報告され、監査役監査と相互の連携を図っています。
- 3)会計監査人監査: 会計監査業務は、有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、同法人が監査を実施しています。会計監査人は、監査役と年間監査計画を確認し、監査結果の報告等を通じ、情報、意見交換を行ない、連携を図っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社制度を採用することにより、経営の公正性及び透明性の向上を図り、効率的企業経営を行っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の第100回定時株主総会においては開催日(2020年3月26日)の22日前(2020年3月4日)に発送いたしました。
その他	招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、報告書はホームページに公開しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範に「透明な経営の推進」「健全経営の貫徹」等を掲げ、ステークホルダーの尊重を規定しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動規範に「経営情報を適格に開示し、会社に対する理解と信頼を高める」と規定し、ディスクロージャーの基本方針を定めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役会が決議した内部統制システムの整備に係る基本方針は次のとおりです。

当社は、本基本方針に基づき、引き続き、適切な内部統制システムの維持・整備に努めてまいります。

1. 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社および子会社は、コンプライアンスの強化を経営の最優先課題と認識し、全社的な推進姿勢として「企業行動規範」「企業行動指針」を策定し、研修等を通じて指導・周知徹底を図るとともに、当社および子会社の取締役・使用人がそれぞれの立場で自らが主体的に法令および定款等を遵守して業務の遂行に当たります。
総務部担当役員を委員長とし、本部長、支店長ならびにコーポレート部門の部長を構成員とした「コンプライアンス委員会」を設け、当社および子会社の「コンプライアンス推進リーダー」を通じてグループ全体のコンプライアンスのより一層の浸透を図ります。
また、当社および子会社は、グループ内において内部通報制度を設け、問題の未然防止やその早期発見に努め適切な対応を行います。
当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの不当な要求を断固拒否し、毅然とした態度で臨みます。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役会や経営会議等の議事録、決裁書等の文書は、法令および社内の文書管理規程に基づく保存・管理を徹底し情報セキュリティの確保を行います。個人情報の取り扱いについては、個人情報保護方針と同管理規程に基づき対応します。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、重要案件について、毎月定期的に開催される、取締役・監査役および社長が指名した本部長・部長等で構成される経営会議において、その戦略性・リスクの内容と程度・成果等を重視し多角的に審議を行います。グループ全体に影響を与える可能性のあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、その下に「コンプライアンス委員会」「安全保障貿易管理委員会」を設け、各委員会の対象となるリスクの分析・評価を行い適切な処置で対応します。また、社長を委員長とした「グループ与信管理委員会」を設置し、当社および子会社の取引に関して社長決裁および取締役会上程前の予備審査を行います。
緊急に対策が必要な場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、事象発生時に的確に危機を感知し即応するために直ちに専門家に助言を求め対応します。
4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の意思決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行います。また、必要に応じて臨時取締役会を開催するなどして、効率的かつ迅速な運営を図ります。
業務の運営は、各種規程類により、業務分掌・権限等を明確化し、迅速な意思決定と効率的な業務の推進を基本とします。
また、当社および子会社は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を定め、それを基に年度の課題および目標値を年間実行計画として設定し、これに基づく業績管理を行います。
5. 当社ならびに当社の親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社および子会社は、コンプライアンスを企業集団の最優先課題として掲げ、研修・指導等を通じて周知徹底を図ります。また、「コンプライアンス相談窓口」の活用を子会社にも適用し、グループ全体としてコンプライアンスの実効性を上げます。
また、当社は、グループ会社経営規程に基づき、子会社に対し、営業成績、財務状況その他重要な情報についての定期報告を義務づけ、さらに、子会社の重要な業務執行の決定については、事前協議事項としています。
当社および子会社は、財務報告の適正さについて重い責任を負っていることを認識の上、グループ全体における財務報告の適正性を確保するための体制とシステムを整備します。
また、財務報告の適正を確保するために、その重要性を全社員に対しあらゆる機会を捉えて周知徹底を図ります。
監査役および内部監査部門は、必要に応じ子会社を対象に、監査や診断等を実施します。また、監査役は、主要な子会社の監査役と定期的な会合を持ち、連携を図ります。
当社は、親会社のグループ運営方針を尊重しつつ、当社の独立性を確保し、自立的な内部統制システムを構築します。
当社と当社の親会社および子会社との取引については、市価を基準として、取引の公正性および合理性を確保し、適正に行います。
6. 当社の監査役職務を補助すべき使用人に関する体制
当社は、監査役職務を補助するため、監査役求めに応じ、監査役職務補助のために監査役のスタッフを置くこととし、その場合、当該スタッフの取締役からの独立性および監査役からの当該スタッフに対する指示の実効性を確保します。
7. 当社および子会社の取締役・使用人等が、当社監査役に報告するための体制
監査役は、取締役の重要な意思決定や職務の執行状況を把握するために、取締役会や経営会議等重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また当社は、社内関係部署の必要な報告を行います。
なお、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令または社内規程に従い、直ちに監査役に報告いたします。
また、当社および子会社の取締役・使用人等は、当社監査役から業務執行等に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
8. 当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前項に基づき、報告(間接的な報告を含む)を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないこととしています。
9. その他当社監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役が、期初に策定した監査方針・監査計画に基づき、監査役監査基準により行われる監査の実効性を高めるために、監査役の往査等への適切な対応を行います。
社長は、当社および子会社が対処すべき課題、監査上の重要事項、監査環境の整備等について意見交換のために、当社監査役との定期会合を実施します。
内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合等により、監査役との連携を図ります。
さらに、当社は、監査役職務の執行に生じる費用について、職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会で決議した企業行動規範において「反社会的活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、これを利する行為はしない」ことを明示しています。

反社会的勢力排除に向けた取り組みは、次のとおりです。

当社が設置しておりますコンプライアンス委員会によって、不当要求への一元的対応を図り、情報収集、社内周知等を行います。具体的事案については、警察当局及び外部の専門機関等との連携のうえ、毅然とした対応を行います。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では現在のところ、買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

